



宮 崎 県 公 報

平成25年 8 月 8 日 (木曜日) 第 2512 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	頁
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 23	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 23	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課) 23	
○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 23	
○土砂災害警戒区域の指定 (2 件) …………… (砂防課) 24	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) …………… (“) 25	
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (社・鷗・敷設課) 26	

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請 (2 件) …………… (社・鷗・敷設課) 26	
○公的個人認証サービスにおける宮崎県知事の自己署名証明書のフィンガープリントの変更…………… (情報政策課) 27	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 27	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 27	
○落札者等の公告…………… 28	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 28	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 29	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 29	

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第36号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(担保提供の手続等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 所長は、法第16条第3項の規定によって、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求める場合は、<u>増担保提供 (保証人の変更) 請求書 (別記様式第18号)</u> によって請求しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項の規定は、法第16条の3第1項の規定によって、<u>保全担保の提供を命ぜられた場合又は法第16条の4第3項の規定によって保全差押金額に相当する担保を提供する場合において準用する。</u></p>	<p>(担保提供の手続等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 所長は、法第16条第3項の規定によって、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求める場合は、<u>増担保提供 (保証人変更・担保変更) 請求書 (別記様式第18号)</u> によって請求しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項から第4項までの規定は、法第16条の3第1項の規定によって<u>保全担保の提供を命ぜられた場合、法第16条の4第3項の規定によって保全差押金額に相当する担保を提供する場合又は法第19条の7第2項の規定によって担保を提供する場合</u>において準用する。</p>
<p>(担保の解除の通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、法第16条の3第7項若しくは第8項の規定によって保全担保を解除する場合又は法第16条の4第4項若しくは第5項の規定によって担保を解除する場合において準用する。</p> <p>(徴収に関する文書の様式)</p> <p>第26条 徴収金の徴収について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄の定</p>	<p>(担保の解除の通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、法第16条の3第8項若しくは第9項の規定によって保全担保を解除する場合又は法第16条の4第4項若しくは第5項の規定によって担保を解除する場合において準用する。</p> <p>(徴収に関する文書の様式)</p> <p>第26条 徴収金の徴収について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄に定</p>

めるところによる。

[略]		
保証書	法第16条第1項及び第3項並びに法第16条の3第1項及び第3項	[略]
保全担保提供命令書	法第16条の3第1項	
[略]		

(滞納処分に関する文書の様式)

第43条 徴収金の滞納処分について、次の表の左欄に掲げる文書は中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄の定めるところによる。

[略]		
債権差押通知書	徴収法第62条第1項	[略]
[略]		
差押通知書	徴収法第73条第1項	[略]
[略]		
公売公告	徴収法第95条第1項及び第99条第1項	[略]
[略]		

(担保提供の手続等)

第56条の3 第11条第1項から第4項まで、第12条第1項及び別記様式第60号の規定は、法第74条の11第1項の規定による担保の提供について準用する。この場合において、第11条第1項中「第16条第1項」とあるのは「第74条の11第1項」と、同条第2項中「第16条第3項」とあるのは「第74条の11第2項の規定において準用する法第16条第3項」と、第12条第1項中「第16条第1項」とあるのは「第74条の11第1項」と読み替えるものとする。

(保全担保提供の手続等)

第74条 第11条第1項から第4項までの規定並びに第26条の表中「保証書」及び「保全担保提供命令書」の項の別記様式第60号及び第61号は、法第144条の20の規定によって提供すべき担保について準用する。この場合において第11条第1項中「法第16条第1項」とあるのは、「法第144条の20」と、同条第2項中「法第16条第3項」とあるのは、「法第144条の20第2項の規定において準用する法第16条第3項」と読み替えるものとする。

(大規模償却資産の価格等の決定通知等)

第90条 知事は、法第743条第1項の規定によって、大規模償却資産の価格及び固定資産の課税標準となるべき金額を納税義務者又は当該償却資産の所在地の市町村長に通知する場合においては、大規模償却資産の価格等通知書(別記様式第202号)によって行うものとする。

2 [略]

様式第18号(第11条関係)

増担保提供(保証人の変更)請求書	
[略]	
年 月 日	付付で、下記の徴収金額の担保として提供された担保財産(保証人の保証)は、下記の理由により猶予(納期限の延長)に係る金額の納付(納入)を担保することができないと認めますので、地方税法第16条第3項、第72条の38の2第12項、第74条の11第2項、第144

めるところによる。

[略]		
保証書	政令第6条の10第4項	[略]
保全担保提供命令書	法第16条の3第1項及び第144条の20第1項	
[略]		

(滞納処分に関する文書の様式)

第43条 徴収金の滞納処分について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄に定めるところによる。

[略]		
債権差押通知書	徴収法第62条第1項及び第62条の2第1項	[略]
[略]		
差押通知書	徴収法第73条第1項及び第73条の2第1項	[略]
[略]		
公売公告	徴収法第95条第1項	[略]
公売公告兼見積価額公告	徴収法第95条第1項及び第99条第1項	別記様式第120号の2
[略]		

(担保提供の手続等)

第56条の3 第11条第1項から第4項まで及び第12条第1項の規定は、法第74条の11第1項の規定による担保の提供について準用する。

(保全担保提供の手続等)

第74条 第11条第1項から第4項まで及び第12条第1項の規定は、法第144条の20の規定によって提供すべき担保について準用する。

(大規模償却資産の価格等の決定通知等)

第90条 知事は、法第743条第1項の規定によって、大規模償却資産の価格等及び固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知する場合においては、大規模償却資産の価格等の通知書(別記様式第202号)によって行うものとする。

2 [略]

様式第18号(第11条関係)

増担保提供(保証人変更・担保変更)請求書	
[略]	
年 月 日	付付で許可した徴収の猶予(納期限の延長)について、下記の徴収金額の担保として提供された担保財産(保証人の保証)は、下記の理由により納期限の猶予(納期限の延長)に係る金額の納付(納入)を担保することができないと認めますので、地方税法第16条第3項(地方税法第 条第 項において準用す

<p>条の20第2項の規定により増担保（保証人の変更）を請求します。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 増担保提供 保証人の変更を 請求する の請理 </td> <td style="width: 85%; height: 40px;"></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第52号（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; height: 20px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; height: 40px;"> [略] 年 月 日付けで提出された徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請については、下記のとおり許可します。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; height: 20px;">[略]</td> </tr> </table>	増担保提供 保証人の変更を 請求する の請理		[略]	[略] 年 月 日付けで提出された徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請については、下記のとおり許可します。	[略]	<p>る同法第16条第3項の規定により、_____年 月 日までに保証担保の提供 人の変更をすることを求めます。 増担保の提供 の変更 なお、期日までに保証人の変更をしないときは、徴収の猶予 許可を取り消すこととなりますので御注意ください。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 増担保の提供 保証人の変更 担保の変更 を請求する理由 </td> <td style="width: 85%; height: 40px;"></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第52号（その1）（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; height: 20px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; height: 40px;"> [略] 年 月 日付けで徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; height: 20px;">[略]</td> </tr> </table>	増担保の提供 保証人の変更 担保の変更 を請求する理由		[略]	[略] 年 月 日付けで徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。	[略]
増担保提供 保証人の変更を 請求する の請理											
[略]											
[略] 年 月 日付けで提出された徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請については、下記のとおり許可します。											
[略]											
増担保の提供 保証人の変更 担保の変更 を請求する理由											
[略]											
[略] 年 月 日付けで徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。											
[略]											

別記様式第52号（その1）の次に次の1様式を加える。

様式第52号 (その2) (第26条関係)

徴 収 猶 予 一 部 許 可 通 知 書 徴収猶予期間延長													
年 月 日													
殿													
県税・総務事務所長 印													
<p>年 月 日付けて徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり許可しましたので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。ただし、下記の理由により、徴収猶予（徴収猶予期間延長）申請に係る徴収金額のうち一部の徴収金額については、徴収猶予（徴収猶予期間延長）を許可できません。</p>													
徴収猶予（徴収猶予期間延長）	年度	税目	納期限	督促状 発付年月日	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不 申 告 加算金額	重 加算金額	滞納処分費			
					円	法律による金額	円	円	円	法律による金額	円		
							"				"		
							"				"		
							"				"		
							"				"		
計													
許 可	期間	徴収猶予（徴収猶予期間延長）許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間											
	条件	1 納付（納入）計画を確実に実行し、新たに税金滞納を発生させないこと。 2 3											
納 付（納 入） 分 納 金 額 計 画	回	年月日	金 額	備 考	回	年月日	金 額	備 考	回	年月日	金 額	備 考	
			円				円				円		
延滞金の納入方法 1 最終回同時納付 2 本税完納後別途納付													
備 考													
一 部 許 可 理 由													
注 意	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。 2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。												

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第53号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで提出された下記の徴収金額に係る徴収猶予（徴収猶予期限延長）の申請については、下記の理由により許可できませんから、直ちに納付（納入）してください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第53号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで徴収の猶予（徴収猶予期間延長）申請があったあなたの下記の徴収金額については、下記の理由により許可できませんので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第55号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けであなたの下記の徴収金額についての徴収猶予は、下記の理由により取り消しましたから、<u>月 日</u>までに納付（納入）してください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第55号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで徴収猶予を許可したあなたの下記の徴収金額については、下記のとおり徴収の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。</p> <p>つきましては、当該徴収金額を直ちに納付（納入）してください。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第57号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けであなたの滞納金額に係る差押財産の換価を一時猶予しましたが、本日付けで猶予を取り消しましたから、下記の滞納金額は、<u>月 日</u>までに納付（納入）してください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第57号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで換価の猶予をしたあなたの下記の滞納金額については、下記のとおり換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の6第2項の規定により通知します。</p> <p>つきましては、当該滞納金額を直ちに納付（納入）してください。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第59号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けであなたの滞納金額については、滞納処分の執行を停止していましたが、本日付けで執行停止を取り消しましたから、下記の滞納金額は、<u>月 日</u>までに納付納入してください。</p> <p>執行停止取消額</p> <p>[略]</p> <p>根拠規定 地方税法第15条の8</p> <p>[略]</p>	<p>様式第59号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで滞納処分の執行を停止したあなたの下記滞納金額について、地方税法第15条の8第1項の規定により、その処分を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>つきましては、当該滞納金額を直ちに納付（納入）してください。</p> <p>執行停止取消額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>様式第61号（第26条、第74条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>県税の徴収上必要があるため、地方税法第16条の3第1項第144条の20第1項の規定により下記のとおり担保の提供を命じます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第61号（第26条、第74条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>あなたは 税（ ）を滞納しており、今後あなたに課すべき 税について、その徴収を確保することができないと認められることから、地方税法第16条の3第1項第144条の20第1項の規定により下記のとおり担保の提供を命じます。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第62号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>さきに保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、下記のとおりあなたの財産に抵当権を設定します。</p>	<p>様式第62号（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで保全担保提供命令書により命令した担保の提供が指定した期限（ 年 月 日）までにされていません</p>

[略]
[略]

様式第63号 (第26条関係)

[略]
[略]
下記のとおり保全差押金額を決定しました。
[略]
[略]
1 この通知書交付後は、直ちに差し押えすることができます。
2 上記金額に相当する担保又は金銭の提供があった場合は、 <u>差押</u> を解除します。
3 この通知書を交付した日から6月を経過した日までに、この差押に係る県税の納付又は納入すべき額が確定しないときは差押を解除します。
4 差し押えた財産は、この差押に係る県税の納付又は納入すべき額が確定した後でなければ換価しません。
5・6 [略]

様式第74号 (第34条関係)

[略]
占有財産 名称、数量、性質及び所在
[略]
[略]

様式第75号 (その1) (第35条関係)

[略]
[略]
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押をする。
[略]
[略]

様式第75号 (その2) (第35条関係)

[略]
[略]
下記のとおり、滞納金額を徴収するため参加差押をする。
[略]
[略]

様式第76号 (第36条関係)

[略]
上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産は、通知があるまで無償で保管します。
年 月 日
県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿
印

ので、下記のとおりあなたの財産に抵当権を設定します。
[略]
[略]

様式第63号 (第26条関係)

[略]
[略]
別紙処分理由により、下記のとおり保全差押金額を決定しました。
[略]
[略]
1 この通知書交付後は、直ちに差し押さえることができます。
2 上記金額に相当する担保又は金銭の提供があった場合は、 <u>差押</u> を解除します。
3 この通知書を交付した日から6月を経過した日までに、この差押に係る県税の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは差押を解除します。
4 差し押さえた財産は、この差押に係る県税の納付し、又は納入すべき額が確定した後でなければ換価しません。
5・6 [略]

様式第74号 (第34条関係)

[略]
占有財産 名称、数量、性質及び所在
[略]
保管命令を 発した理由
[略]
[略]

様式第75号 (その1) (第35条関係)

[略]
[略]
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。
[略]
[略]

様式第75号 (その2) (第35条関係)

[略]
[略]
下記のとおり、滞納金額を徴収するため参加差押えをします。
[略]
[略]

様式第76号 (第36条関係)

[略]
上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産は、通知があるまで無償で保管します。
年 月 日
県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿
印
1 この処分について不服があるときは、この謄本を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。

注
意

2 行政事件訴訟法に基づくこの処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第85号（第43条関係）

[略]
[略]
あなたから請求のあった差押換については、下記の理由により応ずることとはできません。
[略]

様式第85号（第43条関係）

[略]
[略]
あなたから請求のあった差押換については、下記の理由により応じることができませんので、 <u>国税徴収法第50条第2項第51条第3項</u> の規定により通知します。
[略]

様式第88号（その1）（第43条関係）

差押調書（謄本）		動産・有価証券用
[略]		
下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。		
なお、 <u>国税徴収法第142条</u> の規定により、下記のとおり検索しました。		
[略]		
上記検索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。	[略]	
[略]		
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命ずる。（差押財産の使用収益を許可する。）		
[略]		
[略]		
[略]		

様式第88号（その1）（第43条関係）

差押調書（謄本）		動産・有価証券・船舶・航空機・自動車・建設機械・小型船舶用
[略]		
下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、 <u>国税徴収法第47条第1項第1号</u> の規定によりあなたの下記財産を差し押さえたので、 <u>同法第54条</u> の規定によりこの調書を作ります。		
なお、 <u>同法第142条</u> の規定により下記のとおり検索しました。		
[略]		
上記検索に立ち会い差押調書謄本（差押書）を受領しました。	[略]	
[略]		
上記差押調書謄本（差押書）記載の差押財産の保管を命ずる。（差押財産の使用収益を許可する。）		
[略]		
[略]		
[略]		

様式第88号（その2）（第43条関係）

差押調書（謄本）		債権用
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。		
[略]		
下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。		
[略]		
[略]		
[略]		

様式第88号（その2）（第43条関係）

差押調書（謄本）		債権・電子記録債権用
[略]		
下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、 <u>国税徴収法第47条第1項第1号</u> の規定によりあなたの下記財産を差し押さえたので、 <u>同法第54条</u> の規定によりこの調書を作ります。		
なお、この差押後は下記財産の取立てその他の処分（電子記録債権にあっては、電子記録の請求を含む。）をすることができません。		
[略]		
[略]		
[略]		

様式第88号（その3）（第43条関係）

[略]
[略]
下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。

様式第88号（その3）（第43条関係）

[略]
[略]
下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに

[略]	
[略]	
様式第88号(その4)(第43条関係)	
[略]	
[略]	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。	
[略]	
[略]	
様式第88号(その5)(第43条関係)	
差押調書(謄本) 第三債務者のある無体財産権用	
[略]	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。	
[略]	
[略]	
様式第96号(第43条関係)	
[略]	
[略]	
下記のとおり滞納金額を徴収するため、債権を差し押えましたから、履行期限までに当事務所あて支払ってください。	
この通知を受けた後は、債権者に対して支払ってもその支払いは無効です。	
[略]	
注	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。
意	2 [略]
[略]	

別記様式第96号(その1)の次に次の1様式を加える。

完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。	
[略]	
[略]	
様式第88号(その4)(第43条関係)	
[略]	
[略]	
下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。	
[略]	
[略]	
様式第88号(その5)(第43条関係)	
差押調書(謄本) 第三債務者のある無体財産権・振替社債等用	
[略]	
下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。	
なお、この通知を受けた後は、下記財産の取立てその他の処分(振替社債等にあつては、振替又は抹消の申請を含む。)をすることができません。	
[略]	
[略]	
様式第96号(その1)(第43条関係)	
[略]	
[略]	
下記の滞納金額を徴収するため、下記の債権(電子記録債権)を差し押えます。差押債権は、下記の履行期限までに当県税・総務事務所に支払ってください。	
この通知を受けた後は、債権者に対して支払ってもその支払いは無効です。	
[略]	
注	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内(60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで)に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。
意	2 [略]
[略]	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>様式第99号 (第43条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	<u>下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u>	[略]	[略]	<p>様式第99号 (その1) (第43条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなたの下記財産を差し押えます。</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	<u>下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなたの下記財産を差し押えます。</u>	[略]	[略]
[略]											
[略]											
<u>下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u>											
[略]											
[略]											
[略]											
[略]											
<u>下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなたの下記財産を差し押えます。</u>											
[略]											
[略]											

別記様式第99号 (その1) の次に次の1様式を加える。

様式第99号 (その2) (第43条関係)

差 押 書											船舶・航空機・登録自動車 ・建設機械・小型船舶用
殿											年 月 日
県税・総務事務所宮崎県徴税吏員											(印)
<p>下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなたの下記財産を差し押さえます。</p>											
滞納者	住(居)所(所在地)										
	氏 名(名 称)										
滞納金額	年度	税目	納期限	督促状 発付年月日	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不 申 告 加算金額	重 加算金額	滞納処分費	
					円	法律による金額	円	円	円	円	
						〃				〃	
						〃				〃	
						〃				〃	
						〃				〃	
計											
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)										

<p>上記の差押財産の保管を命ずる。(差押財産の使用収益を許可する。)</p>											
殿											年 月 日
県税・総務事務所宮崎県徴税吏員											(印)
注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この差押書を受け取った日の翌日から起算して60日以内(60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで)に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>										

備考 「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で、()書の金額は、この書類作成の日までのものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>様式第 101号（その 1）（第43条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>下記のとおり、<u>滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>1 この処分について不服があるときは、この差押書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</td></tr> <tr><td>2 [略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>様式第 101号（その 2）（第43条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>下記のとおり<u>滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	下記のとおり、 <u>滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u>	[略]	債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。	[略]	1 この処分について不服があるときは、この差押書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。	2 [略]	[略]	[略]	[略]	下記のとおり <u>滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u>	[略]	[略]	<p>様式第 101号（その 1）（第43条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>下記<u>の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押さえます。</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</td></tr> <tr><td>2 [略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>様式第 101号（その 2）（第43条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>下記<u>の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押さえます。</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	下記 <u>の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押さえます。</u>	[略]	差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。	[略]	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。	2 [略]	[略]	[略]	[略]	下記 <u>の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押さえます。</u>	[略]	[略]
[略]																													
[略]																													
下記のとおり、 <u>滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u>																													
[略]																													
債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。																													
[略]																													
1 この処分について不服があるときは、この差押書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。																													
2 [略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
下記のとおり <u>滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。</u>																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
下記 <u>の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押さえます。</u>																													
[略]																													
差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。																													
[略]																													
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。																													
2 [略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
下記 <u>の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押さえます。</u>																													
[略]																													
[略]																													

別記様式第 101号（その 2）の次に次の 1 様式を加える。

様式第 101号 (その3) (第43条関係)

差 押 通 知 書											
振替機関等 所在地 名 称											年 月 日 殿 県税・総務事務所長
印											
下記の滞納金額を徴収するため、下記の振替社債等を差し押さえます。 この通知を受けた後に振替社債等の振替又は抹消をしてもその振替又は抹消は無効です。											
(債権者) 滞納者	住(居)所(所在地)										
	氏 名(名 称)										
滞納金額	年度	税目	納期限	督促状 発付年月日	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不 申 告 加算金額	重 加算金額	滞納処分費	
					円	円	円	円	円	円	
						円	円	円	円	円	
						円	円	円	円	円	
						円	円	円	円	円	
						円	円	円	円	円	
						円	円	円	円	円	
計											
差押債権	債務者	住(居)所(所在地)			氏 名(名称)						
	履行期限										

備考 「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で、()書の金額は、この書類作成の日までのものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 102号 (第43条関係)		様式第 102号 (第43条関係)	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
さきに差し押えた下記滞納者の持分の払戻 (譲渡) をしてください。		下記の滞納金額を徴収するため、下記のとおり払戻し (譲受け) の予告を行った滞納者の持分について、別紙処分理由により、その払戻し (譲受け) を請求します。	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
持分の払戻 (譲渡) 請求の予告をした年月日		持分の払戻 (譲受) 請求の予告をした年月日	
[略]	[略]	[略]	[略]
払戻 (譲渡) 請求する持分の種類及び口数	[略]	払戻 (譲受) 請求する持分の種類及び口数	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
様式第 103号 (第43条関係)		様式第 103号 (第43条関係)	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
さきに差し押えた下記滞納者の持分の払戻 (譲渡) の請求を予告します。		さきに差し押さえた下記滞納者の持分の払戻し (譲受け) の請求をすることを予告します。	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
払戻 (譲渡) 請求する持分の種類及び口数	[略]	払戻 (譲受) 請求する持分の種類及び口数	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
様式第 106号 (第43条関係)		様式第 106号 (その1) (第43条関係)	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求をしましたので、国税徴収法第82条第2項、第3項の規定により通知します。		あなたの財産について、下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求をしましたので、同条第2項の規定により通知します。	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

別記様式第 106号 (その1) の次に次の1様式を加える。

様式第 106号 (その2) (第43条関係)

交 付 要 求 通 知 書											
年 月 日											
住 (居) 所 (所在地)											
氏 名 (名 称) 殿											
県税・総務事務所長											印
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産について交付要求しましたので、国税徴収法第82条第3項の規定により通知します。											
滞納者	住 (居) 所 (所在地)										
	氏 名 (名 称)										
滞納金額	年度	税目	納期限	督促状 発付年月日	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不 申 告 加算金額	重 加算金額	滞納処分費	法 定 納期限等
					円	円	円	円	円	円	
						"	"	"	"	"	"
						"	"	"	"	"	"
						"	"	"	"	"	"
						"	"	"	"	"	"
	計										
交付要求に係る財産又は事件名	(名称、数量、性質及び所在)										

	執行機関名				差押年月日			年 月 日			
交付要求年月日				年 月 日							

備考 「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で、()書の金額は、この書類作成の日までのものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 109号 (第43条関係)		様式第 109号 (第43条関係)	
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]	備考	[略]
		注	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
様式第 111号 (その1) (第43条関係)		様式第 111号 (その1) (第43条関係)	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	<p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため参加差押をしました。 国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。</p>	[略]	<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをしましたので、同条第2項の規定により通知します。</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
様式第 111号 (その3) (第43条関係)		様式第 111号 (その3) (第43条関係)	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	<p>滞納金額を徴収するため、下記のとおり参加差押をします。 国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。</p>	[略]	<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをしましたので、同条第2項の規定により通知します。</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
様式第 118号 (第43条関係)		様式第 118号 (第43条関係)	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	<p>あなたから請求のあった参加差押の解除については、下記の理由により応じることができません。国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。</p>	[略]	<p>あなたから請求のあった参加差押えの解除については、下記の理由により応じることができません。国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
参加差押	[略]	参加差押	[略]

、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意してあります。

ださい。なお、債権現在額申立書の用紙は当県税・総務事務所に用意してあります。

- 注 意
- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
 - 2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第 120号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 120号の 2 (第43条関係)

公告第 号		公売公告兼見積価額公告				
年 月 日						
<p>国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたので、同法第95条の規定により公告します。</p> <p>また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額（最低公売価額）を決定したので、同法第99条の規定により公告します。</p>						
県税・総務事務所長 印						
公売財産・公売保証金・見積価額	売却区分	公 売 財 産		公売保証金	見 積 価 額 (最低公売価額)	
		名称、性質、所在、地上権 等の内容その他	数 量			円
<p>(注) 1 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに別紙としてください。</p> <p>2 見積価額（最低公売価額）欄に※印のあるものは、その見積価額（最低公売価額）が該当物件にも貼り付けてあります。</p>						
公 売 方 法		入札、競り売り				
公売日時	入札競り売り	年 月 日 午 前 後 時 分 から 午 前 後 時 分 まで				
	開 札	年 月 日 午 前 後 時 分				
公 売 場 所						
売 却 決 定	日時	年 月 日 午 前 後 時	場 所			
代金納入期限	年 月 日 午 前 後 時					
買受人について 資格その他の要件						
そ の 他	1 見積価額に達した入札者等がない場合は、直ちに再度入札又は再度競り売りを実施することがあります。					
	2 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録税等）は買受人の負担になります。					
	3					
	4					
	5					

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>様式第 121号 (第43条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>下記により、差押財産を公売します。 国税徴収法第96条第1項の規定により通知します。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">公売の方法及び日時</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">入 せ り</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">札 売</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>「延滞金額」は、上記の売却代金納付期限までのものです。</td></tr> </table>	[略]	[略]	下記により、差押財産を公売します。 国税徴収法第96条第1項の規定により通知します。	[略]	公売の方法及び日時	入 せ り	札 売	[略]		[略]			[略]	「延滞金額」は、上記の売却代金納付期限までのものです。	<p>様式第 121号 (第43条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条第1項の規定により通知します。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">公売の方法及び日時</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">入 せ り</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">札 売</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>「延滞金額」は、上記の売却代金納付期限までのものです。</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">注 意</td> <td colspan="3"> <p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、<u>行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。</u></p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、<u>判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">（1）審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき</p> <p style="margin-left: 20px;">（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき</p> <p style="margin-left: 20px;">（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条第1項の規定により通知します。	[略]	公売の方法及び日時	入 せ り	札 売	[略]		[略]			[略]	「延滞金額」は、上記の売却代金納付期限までのものです。	注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、<u>行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。</u></p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、<u>判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">（1）審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき</p> <p style="margin-left: 20px;">（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき</p> <p style="margin-left: 20px;">（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p>		
[略]																																	
[略]																																	
下記により、差押財産を公売します。 国税徴収法第96条第1項の規定により通知します。																																	
[略]																																	
公売の方法及び日時	入 せ り	札 売	[略]																														
	[略]																																
[略]																																	
「延滞金額」は、上記の売却代金納付期限までのものです。																																	
[略]																																	
[略]																																	
国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条第1項の規定により通知します。																																	
[略]																																	
公売の方法及び日時	入 せ り	札 売	[略]																														
	[略]																																
[略]																																	
「延滞金額」は、上記の売却代金納付期限までのものです。																																	
注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、<u>行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。</u></p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、<u>判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">（1）審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき</p> <p style="margin-left: 20px;">（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき</p> <p style="margin-left: 20px;">（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p>																																
<p>様式第 122号 (第43条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">公売に係る徴収金額</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	公売に係る徴収金額	[略]	<p>様式第 122号 (第43条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">公売に係る徴収金額</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">注 意</td> <td colspan="3"> <p>1 この処分について不服があるときは、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、<u>行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。</u></p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、<u>判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、審査請</u></p> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	公売に係る徴収金額	[略]	注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、<u>行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。</u></p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、<u>判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、審査請</u></p>																						
[略]																																	
[略]																																	
公売に係る徴収金額	[略]																																
[略]																																	
[略]																																	
公売に係る徴収金額	[略]																																
注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目の日又は地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、<u>行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。</u></p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、<u>判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、審査請</u></p>																																

[略]

様式第 164号 (第59条関係)

[略]
ゴルフ場の名称
[略]

様式第 182号 (第71条関係)

[略]
軽油の納入地
[略]

(許可できない理由)
[略]

様式第 164号 (第59条関係)

[略]
ゴルフ場の名称
指定の理由
[略]

様式第 182号 (第71条関係)

[略]
軽油の納入地
指定の理由
[略]

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 467号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 睦由会 江夏整形外科クリニック	北諸県郡三股町大字宮村2841番地4	平成25年 5 月 1 日
竹尾訪問歯科診療所	延岡市出北1丁目7-23 西田テナント1F	平成25年 7 月 1 日

宮崎県告示第 468号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
島田外科医院	串間市大字西方3903番地1	平成25年 6 月30日
江夏整形外科クリニック	北諸県郡三股町大字宮村2841番地4	平成25年 5 月 1 日
竹尾歯科	延岡市山下町3丁目9番地1-101	平成25年 6 月30日

宮崎県告示第 469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
一期一会訪問看護ステーション	国富町	訪問看護	平成25年 8 月 1 日

宮崎県告示第 470号

土地収用法(昭和26年法律第 219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称
日向市

2 事業の種類
日向市学校給食共同調理場建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分
宮崎県日向市大字塩見字蔵ノ後地内

(2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について
日向市学校給食共同調理場建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に規定する「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。
以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業は、日向市が現在市内に2箇所ある学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の機能を1箇所に集約した共同調理場を新設するものである。
本件事業の起業者である日向市は、平成18年に「日向市学校給食調理場建設検討会」を設立し、学校給食調理場改築にかかる基本的な考え方を審議し、平成20年10月の日向市政策会議において、2箇所ある共同調理場を1箇所に集約する方針を決定している。また、平成23年度には「日向市学校給食共同調理場建設基本計画」を策定している。
起業者は本件事業の実施にあたり、平成25年度に用地費及び補償費等の予算を計上し、平成26年度以降も工事費等の予算が確保される見込みであり、事業遂行に必要な財源措置が講じられている。
以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

① 事業の施行により得られる公共の利益について
日向市において全体の約94%の給食を供給している日向市学校給食中央共同調理場（以下「中央調理場」という。）は、設置から30年以上経過し、建物及び設備の老朽化が著しい上に、敷地随所で地盤沈下が進行している。また、衛生管理面においても、学校給食衛生管理基準（以下「基準」という。）に定められた面積が確保されていないなど、施設の維持管理や整備に抜本的な対応が必要な状況となっているが、既存施設を改修するとすれば、改修中は給食を中断せざるを得ない事態が発生する。
本件事業の施行により、基準に適合した施設規模、機能を有した共同調理場が新たに整備され、充実した設備により作業の効率化や衛生管理の強化・徹底が図られ、より一層安全・安心な学校給食の提供が可能となる。さらに、1箇所に集約することで、効率的な配送ルートがとられるなど、経費の削減に資することが期待される。また、整備中に給食が中断することもない。

② 事業の施行により失われる利益について
起業地付近では、宮崎県版レッドデータブックに記載された準絶滅危惧種に該当する動物が確認されているが、これらの動物は日向市山間部に広く分布しており、必要に応じ適切な措置を講じることによって、自然環境への影響は軽微であ

ると予測されている。また、起業地内に文化財包蔵地は存在しない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について
本件起業地の選定に当たっては、3箇所の候補地について、支障物件、防災上の安全性等の社会的条件、工事施行の難易度等の技術的条件、用地・補償費、搬送コスト等の経済的条件を総合的に比較した結果、交通の利便性、防災上の安全性、経済性に優れていることから本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量
①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。
以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性
現在の中央調理場は設置から30年以上経過しており、基準に適合せず、また老朽化が著しいため、早急に対策を講じる必要がある。よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。
以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論
(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。
以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所
日向市教育委員会教育総務課

宮崎県告示第 471号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	伊達第2	I-1-1436	急傾斜地の崩壊
	平原第1	I-1-1438	急傾斜地の崩壊
	平原第7	I-1-3554	急傾斜地の崩壊
	若葉第2	I-1-1441	急傾斜地の崩壊
	片 田	I-1-1442	急傾斜地の崩壊
	若葉第1	I-2-0071	急傾斜地の崩壊
	若葉第4	I-2-0235	急傾斜地の崩壊
	若葉第6	II-1-7496	急傾斜地の崩壊
	若葉第7	II-1-7599	急傾斜地の崩壊
	松山第3	I-1-1519	急傾斜地の崩壊
	平原第2	I-1-1439	急傾斜地の崩壊
	平原第3	I-2-0068	急傾斜地の崩壊
	平原第4	I-2-0069	急傾斜地の崩壊
	若葉町(3)	10-203-1-041	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 472号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。
平成25年8月8日
宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
えびの市	斧砥谷川	05-209-1-032	土 石 流
	徳 満 2	II-1-5414	急傾斜地の崩壊
	徳 満 3	II-1-5415	急傾斜地の崩壊
	徳 満	I-1-0824	急傾斜地の崩壊

市町村名	地 区 名	土砂災害特別 警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高 原 町	皇子川2	05-361-2-505	土 石 流
	皇子川1	05-361-2-504	土 石 流
	御池川1	05-361-2-503	土 石 流
	祓 川	05-361-1-503	土 石 流
	皇子川2- 新①	05-361-2-505 -新①	土 石 流
	石ヶ野渡	I-1-0800	急傾斜地の崩壊
	脇 藤 2	II-1-0794	急傾斜地の崩壊
	脇 藤 - 1	II-1-5480	急傾斜地の崩壊
	地 蔵 原	II-1-5482	急傾斜地の崩壊
	湯ノ崎第1	I-1-3307	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 473号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。
平成25年8月8日
宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別 警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	伊達第2	I-1-1436	急傾斜地の崩壊
	平原第1	I-1-1438	急傾斜地の崩壊
	平原第7	I-1-3554	急傾斜地の崩壊
	若葉第2	I-1-1441	急傾斜地の崩壊
	片 田	I-1-1442	急傾斜地の崩壊
	若葉第1	I-2-0071	急傾斜地の崩壊
	若葉第6	II-1-7496	急傾斜地の崩壊
	若葉第7	II-1-7599	急傾斜地の崩壊
	松山第3	I-1-1519	急傾斜地の崩壊

平原第 2	I-1-1439	急傾斜地の崩壊
平原第 8	I-1-3555	急傾斜地の崩壊
平原第 3	I-2-0068	急傾斜地の崩壊
平原第 4	I-2-0069	急傾斜地の崩壊
下伊達谷川	10-203-1-052	土 石 流
上伊達谷川	10-203-1-053	土 石 流
南伊達谷川 (右)	10-203-1-049	土 石 流
伊達谷川	10-203-1-051	土 石 流
南若葉谷川	10-203-1-042	土 石 流
上鬼ヶ城谷川	10-203-1-048	土 石 流
片田町(3)	10-203-1-040	土 石 流
若葉町(3)	10-203-1-041	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 474号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	斧砥谷川	05-209-1-032	土 石 流
	徳満 2	II-1-5414	急傾斜地の崩壊
	徳満 3	II-1-5415	急傾斜地の崩壊
	徳満	I-1-0824	急傾斜地の崩壊
高原町	皇子川 2	05-361-2-505	土 石 流
	皇子川 1	05-361-2-504	土 石 流

御池川 1	05-361-2-503	土 石 流
祓 川	05-361-1-503	土 石 流
皇子川 2 - 新①	05-361-2-505 - 新①	土 石 流
石ヶ野渡	I-1-0800	急傾斜地の崩壊
脇藤 2	II-1-0794	急傾斜地の崩壊
脇藤 - 1	II-1-5480	急傾斜地の崩壊
地蔵原	II-1-5482	急傾斜地の崩壊
湯ノ崎第 1	I-1-3307	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年7月30日	特定非営利活動法人2025・ニーマルニーゴ	中嶋 壽恵子	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2491番地9	この法人は、高齢者、障がい者、児童等が安心して過ごせる地域社会を実現するために、複数の介護事業所が連携し、その地域でニーズの高い福祉事業を行い、もって宮崎県の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年7月26日	特定非営利活動法人ハッピーデイズ	清 岩男	宮崎県児湯郡新富町富田西2丁目60番地	この法人は、障害者や地域住民に対して、自立支援、地域参加や交流、介護予防に関する事業を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年7月30日	特定非営利活動法人さざんか園	野平 俊雅	宮崎県児湯郡川南町大字川南23167番地19	この法人は、痴呆性老人が安心して老後を過ごせる地域社会を実現するために、痴呆症状を和らげるグループホーム事業サービスを行い、もって福祉および保健の増進に寄与することを目的とする。

平成20年10月9日付け宮崎県公報第2023号において公告した公的個人認証サービスに係る宮崎県認証局が発行する自己署名証明書（

以下「宮崎県知事の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり変更する。

なお、変更後のフィンガープリントは、平成25年7月31日以降に発行する電子証明書から適用する。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 宮崎県知事の自己署名証明書のフィンガープリント
宮崎県知事の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
sha1	01DC 8D6E 0836 97A5 1478 3834 FD08 F198 C169 1D46

注 sha1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類
200ℓ券2枚
- 用途
農業等
- 記号及び番号
200ℓ券H 3203676、H 3203677
- 有効期間
平成24年7月5日から平成25年7月4日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
都城農業協同組合 中郷給油所
- 紛失年月日
平成25年7月4日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-25)第13120号	(株)匠家	中吉 大介	宮崎県宮崎市大塚町水流通5117-5匠家ビル2階	一般	大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業	平成25年6月13日付けで廃業した旨の届	平成25年6月13日 (一部廃業)

					、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業		
宮崎県知事許可(般-21)第2175号	森塗装(株)	園田 龍男	宮崎県宮崎市大島町笹原1989	一般	防水工事業	平成25年6月18日〃	平成25年6月18日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12493号	(株)ライズ工業	松田 充生	宮崎県宮崎市老松2-1-45	一般	塗装工事業	平成25年6月19日〃	平成25年6月19日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12761号	(株)みやけん	中村 真也	宮崎県宮崎市大字鏡洲732-8	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成25年6月25日〃	平成25年6月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第9861号	(有)宇都不動産商事	宇都 求	宮崎県小林市大字堤2212-1	一般	大工工事業	平成25年6月19日〃	平成25年6月19日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第2763号	今川板金工作所	今川 明	宮崎県宮崎市大島町山田ヶ窪1949-2	一般	板金工事業	平成25年6月21日〃	平成25年6月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12810号	アース・メンテ(株)	篠原 俊彦	宮崎県宮崎市江平西1-4-5	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成25年6月21日〃	平成25年6月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第669号	(株)山本組	山本 忠興	宮崎県串間市大字西方2864	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業	平成25年6月28日〃	平成25年6月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第4446号	長友建設	長友 秀人	宮崎県児湯郡新富町大字新田9219	一般	建築工事業、大工工事業	平成25年6月17日〃	平成25年6月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第11488号	西尾建設	西尾 義久	宮崎県日向市大字財光寺689	一般	建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業	平成25年6月14日〃	平成25年6月14日(全廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年8月8日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 落札に係る調達件名及び数量
普通教室無線LAN・タブレット型情報端末賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁学校政策課 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 落札者を決定した日
平成25年7月2日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 富士電機ITソリューション株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市江平西1丁目3番6号
(2) 三菱UFJリース株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区天神一丁目12番7号
- 落札金額
58,958,550円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成25年5月20日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成25年8月8日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	2号警備業務	平成25年10月22日(火)から10月24日(木)まで	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分

に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(4) 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
2号警備業務	平成25年9月9日(月)から9月20日(金)まで(土、日曜、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習受講者

に限る。)

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成25年7月22日現在次のとおりである。

平成25年8月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,684人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 216,770人

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成25年7月22日現在次のとおりである。

平成25年8月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

西臼杵郡選挙区 6,291人

--	--